

令和２年度 平川市立平賀東中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動に係る活動方針の策定に当たって

本校の部活動に係る活動方針は、青森県教育委員会「運動部活動の指針（平成30年12月）」「青森県文化部活動の指針（令和元年8月）」、平川市教育委員会「平川市運動部活動の運営方針(平成31年3月)」に基づき策定する。

2 部活動の意義

公立中学校の部活動は、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）にもあるとおり、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。さらに、中学校在学中だけではなく、生涯にわたって親しむ能力や態度を育てる場としても大きな意義を有している。

3 部活動の在り方

青森県教育委員会「運動部活動の指針（平成30年12月）」「青森県文化部活動の指針（令和元年8月）」、平川市教育委員会「平川市運動部活動の運営方針(平成31年3月)」に則り、家庭生活や学校生活を送るに当たり、中学生にふさわしい適切な部活動計画を立て、学業と部活動の両立、事故の防止、安全や安心の確保を目指す。

4 体制と指導方法

(1) 部活動の設置について

本年度は、以下の部活動を設置する。

運動部：陸上（男女）、野球（男子）、ソフトボール（女子）、卓球（男女）
バスケットボール（男子）

文化部：吹奏楽（男女）、総合文化部（男女）

(2) 計画表の作成等について

ア 部活動顧問は、生徒が充実した家庭生活や学校生活を送ることができ、学業との両立ができるように配慮した年間活動計画表ならびに毎月の活動計画表を作成する。

イ 毎年度4月3週までに年間活動計画表を教頭に提出し、校長の承認を得る。

※大会及び大会に準ずる練習試合（休日3時間程度を越える練習試合等）への出場を月2回程度とする（中体連含む）。ただし、主要な大会の時期を「ハイシーズン」と位置づけ、上述の例外を認めるが、年間で24回を超えた出場計画は認めない。

ウ 毎月25日までに翌月の活動計画表を教頭に提出し校長の承認を得る。また、月末その月の実績報告書を教頭に提出し、教頭は校長へ報告する。

(3) 活動時間等について

- ア 活動時間は、平日2時間程度(準備・片付け時間を除く)、休日3時間程度(準備・片付け時間を除く)とする。
- イ 朝練習については、アの活動時間に含める。
- ウ 職員会議の時間帯は活動を行わない。

(4) 休養日等について

- ア 部活動休養日を必ず設け、平日から1日、土・日・祝日から1日とする。
※「ハイシーズン」時期は、上述の例外を認めるが、「ハイシーズン」時期であっても1週間のうち必ず1日は休養日を設け、生徒の健康に配慮すること。
また、「ハイシーズン」中に休養日を練習日に振り替えた場合は、その分を「オフシーズン」の休養日に組入れること。
- イ 本校で定める部活動停止期間(テスト前5日間)は活動を行わない。ただし、主要な大会が直近にある場合に限り1時間以内の練習を認める。その場合、保護者の承諾書を提出した生徒のみの練習とする。
- ウ 年末年始休業及び教育委員会が定めた学校閉庁日には活動は行わない。ただし、直近に中体連全国大会がある場合は、校長から活動許可を得ること。

(5) 指導について

- ア 成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、生徒の安全や健康に留意し、効果的で効率的な指導を行う。
- イ 外部指導者が必要なとき、部活動顧問は原則として4月中に教頭に申し出、校長が対象者に部活動説明会を開き委任状を交付する。それ以外の外部指導者は認めない。
- ウ 部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。

(6) 活動の公開及び保護者との連携について

- ア 学校は、本活動方針を学校だよりやホームページなどを活用し公開する。
- イ 部活動顧問は、新入部員が確定した時点で、速やかに部活動生徒の保護者を招集し、活動についての説明をして協力を得る。
- ウ 部活動顧問は、部活動の運営に当たって部活動費を徴収する場合、保護者に諮り承認を得る。また、会費の管理については保護者から会計担当者を出してもらい連携を図るか、保護者からの委任を受けて顧問が適正に管理する。